けんぽ委員だより

2023.6

事業主様への
大切なお願い

従業員様の健診受診後のケアにご協力ください！

事業所として、従業員の皆様の健診結果をしっかり把握していますか？
健診は受けた後の行動こそが重要で、異常のまま放置すると長期休職や退職につながり、
事業所様にとって大きな損失となります。
大切な従業員様を守るためにも、早期のご対応にご協力をお願いします。

健診の結果、生活習慣の改善が必要となった場合　特定保健指導を利用しましょう！

特定保健指導は、健診結果で生活習慣の改善が必要とされた方に対し、
健康づくりの専門家である保健師や管理栄養士が行う無料の生活習慣改善サポートです。
対象者がいる事業所様にはご案内をお送りしますので、日程調整等のご協力をお願いします。

特定保健指導の流れ

対象者がいる
事業所様へご案内を送付

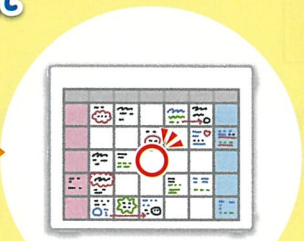

日程調整を行い、
面談日を決定

保健師・管理栄養士
による面談の実施

面談の後も
手紙や電話で
継続サポート！

健診の結果、「要治療」・「要精密検査」となった場合　医療機関を早期に受診しましょう！

健診の結果、血圧値・血糖値・LDL コレステロール値が高値でありながら、
健診前 1 か月～健診後 3 か月以内に医療機関を受診されていない方には、
協会けんぽから受診勧奨ハガキをお送りしています。

事業主様におかれましては、**「要治療」・「要精密検査」となった従業員様への声かけ**や、**従業員様が受診しやすい環境・体制整備**へのご協力をお願いします。

受診勧奨基準値

高血圧		高血糖		高脂質	
圧力がかかることで血管の柔軟性が失われる		糖が血管を傷つけもろくする		血管にコレステロールが付着し詰まらせる	
収縮期血圧	160mmHg 以上	空腹時血糖	126mg/dl 以上	LDL コレステロール	180mg/dl 以上
拡張期血圧	100mmHg 以上	HbA1c	6.5% 以上		

傷病手当金支給申請書（新様式）の記入のポイント

令和５年１月より様式が変更された傷病手当金支給申請書のP2（被保険者記入用）および
P3（事業主記入用）の記入のポイントをご紹介します。

P2（被保険者記入用）

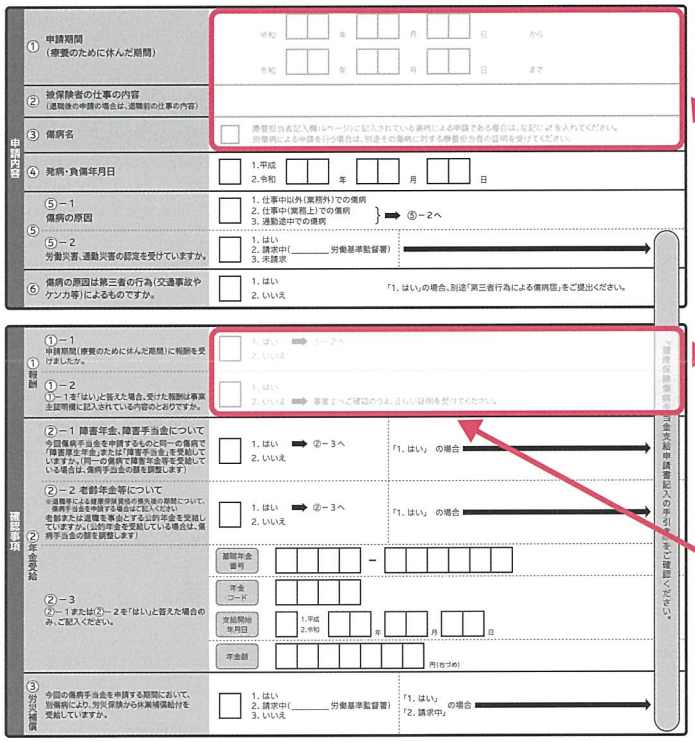

注

記入の漏れが特に多く発生している箇所です。傷病手当金の円滑な支給のため、確実にご記入をお願いします。

なお、記入の漏れや誤りがある場合には、申請書を一度お返しするため、支給決定までに通常より多くの日数を要することになります。

注

報酬の受領状況について、P3（事業主記入用）の記入内容と一致しているかご確認ください。

P3（事業主記入用）

（自動審査システムの導入に伴い、記入方法に誤りがあると正確な支給金額が算出されない可能性があります。）

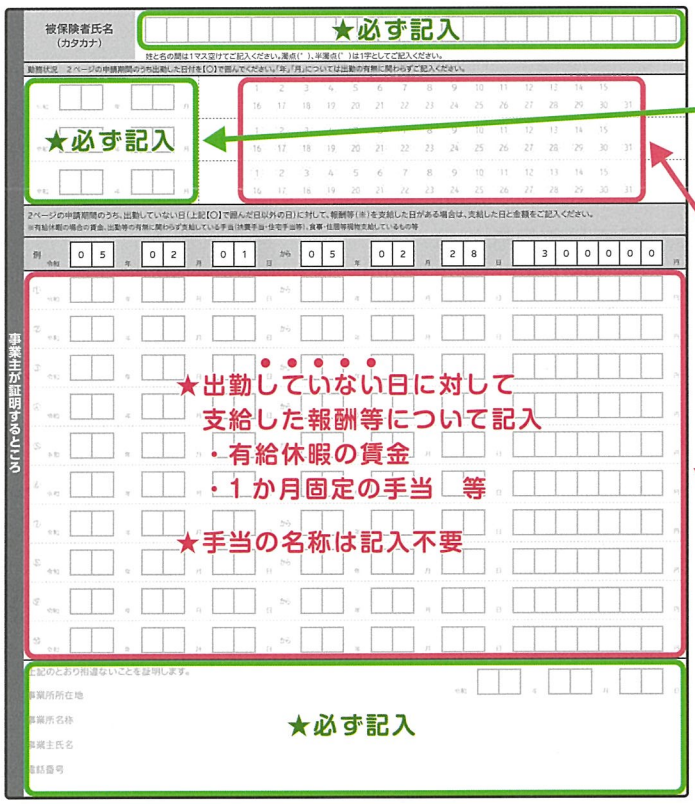

注

申請書２ページ目の「申請期間」の年月を記入

注

出勤日「以外」の日は何も記入しない

勤務状況は出勤した日を○で囲むのみ（早退は「早」と記入）

注

「出勤日」に支払った報酬等は記入しない

さらに詳細な記入のポイントや、傷病手当金以外の給付金の記入のポイントは、ホームページをご覧ください。

協会けんぽ大分（新様式）申請書記入のポイント　検索